

「疫学研究に関する倫理指針」新旧対照表

改正後（平成25年4月1日一部改正）	改正前（平成20年12月1日一部改正）
第1 基本的考え方	第1 基本的考え方
<p>2 適用範囲</p> <p>この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）</u>に基づき実施される研究</p> <p>③、④ （略）</p>	<p>2 適用範囲</p> <p>この指針は、人の疾病の成因及び病態の解明並びに予防及び治療の方法の確立を目的とする疫学研究を対象とし、これに携わるすべての関係者に遵守を求めるものである。</p> <p>ただし、次のいずれかに該当する疫学研究は、この指針の対象としない。</p> <p>① （略）</p> <p>② <u>ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成16年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）</u>に基づき実施される研究</p> <p>③、④ （略）</p>